

電話：06-6907-4816

受付：月～金曜日（土日祝日のぞく） 9:00～17:30

〒571-0055 大阪府門真市中町1番19号

Eメール：kikinsoudan@gg.jp.panasonic.com

大切に保管してください

## あなたの年金額とお支払いについて

### 1. 年金の支払内容

同封の「年金証書・年金給付決定通知書」にて、ご確認ください。

- ・初回支払分：「支払内容」欄の「初回支払月」に「初回支払額」をお支払い
- ・2回目以降：「支払内容」欄の「支払月」の各月に「每期支払額」をお支払い

### 2. 年金の支払日

**偶数月の1日付 年6回**（1日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日）

年金額が9万円に満たない場合は、退職時の会社により支払回数が異なる場合があります。

支払月は通知書の「支払内容」欄の右端の（支払月：■月）に記載しています。

### 3. 振り込まれる金額（送金額）について

年金額の多少にかかわらず、お支払いの都度、一律の所得税を源泉徴収します。

**源泉徴収税額 = 年金支払額 × 7.6575% ※**

※ 税法上の定めによる一定税率（復興特別所得税含む）

後日発送の「年金送金のお知らせ」にて、支払日と送金額をご確認いただけます。

## このようなときは、お手続きが必要です

### 1. 住所・氏名・年金の受取先金融機関の変更 → 手続用紙はホームページから取出可能

年金の受取先金融機関の変更は、支払月の1カ月前までにお申出ください。

### 2. 海外に1年以上居住される時（または帰国された時）

裏面の「海外に居住される方、帰国される方へのお願い」をご覧ください。

### 3. 年金受給者が亡くなられた時

ご遺族様から当基金へご連絡ください。

死亡のご連絡が遅れますと、年金の過払いとなり、ご遺族様から返金していただく場合がありますので、すみやかにご連絡ください。

所定の手続書類を送付しますので、当基金までご連絡ください

## 受給中の年金に関するお問い合わせ

ご退職の時期、会社により年金制度が異なりますので、ご不明な点は直接、当基金へご連絡ください。  
受給される年金の種類、期間については、通知書でご確認ください。  
制度の詳細につきましては、当基金のホームページでもご確認いただけます。

## 企業年金にかかる税金の取り扱い

- 基金の年金は、『**公的年金等に係る雑所得**』として課税対象となります。
- 基金の年金は、給与所得と異なり、年末調整は行われません。  
国の年金等、他の所得を含め、税額の最終精算は、確定申告によって行ってください。
- 毎年1月中旬に、当基金から前年分の「**公的年金等の源泉徴収票**」を送付しますので確定申告にお使いください。

## 年金に代えて一時金での受給を希望される時

- 受給中または待期中の年金について、一時金での受給を希望される時は、当基金までお申出ください。所定の手続書類を送付します。
- 一時金にかかる税金については、年金受給状況により、課税方法が異なります。
- 場合により、受給可否の条件がありますので、詳しくは、お申出時にお問い合わせください。

## 海外に居住される方、帰国される方へのお願い

- 基金の年金受給者が、海外に居住される時（※）、海外から帰国される時は基金の年金にかかる**税金の取り扱いが変わります**ので、届出が必要です。（国の年金と同様）

※おおむね1年以上継続して、海外を生活の本拠としている状態をいいます。  
住民登録が日本にあっても、日本国内に生活の本拠がないと「非居住者」となります。

当基金ホームページのご案内

～当基金の年金制度や必要な手続情報などをご提供～

YahooやGoogleで検索できます

パナ基金

検索

一部コンテンツの閲覧は、下記の入力が必要です

<http://nenkin.jpn.panasonic.com/>

当基金における個人情報、マイナンバーに関する取り扱いについても、ホームページに掲載しております

お電話でのお問合せについてのお願い

受給者ご本人確認のため、生年月日や加入者番号などを確認させていただきます。  
個人情報の取り扱いのため、特別な事情のない限り、受給者ご本人よりご連絡ください。  
なお、金額等一部の情報については、受給者ご本人でも電話（口頭）でお伝えできない場合があります。